

事務事業名	交通安全施設整備事業	整理番号	24102-010
所管	土木課 企画調査・登記スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	昭和61年度～平成年度	根拠法令・要綱等	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法	
基本計画における位置付け	基本政策	2-4 安全な暮らしの確保	関連政策	3-3-1 道路網の整備
	政策	2-4-1 交通安全の推進		

事務事業の内容

目的 (何のために)	歩行者の安全
対象 (誰・何を)	主要道路の一般車両及び歩行者
手段 (どのようなやり方で)	歩道と車両の分離、交差点の改良
成果 (どのような状態にしたいか)	歩道の整備や交差点を改良することにより歩行者の交通事故を無くしたい。
事務事業の背景・住民の意向	車両の通行量が多くなり、歩道の無い道での歩行者の安全確保が求められている。
見直し改善の経過	用地取得に際し、地権者の協力を得て事前に先行して用地を確保する。

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)
平成18年度	歩道整備：2路線 L = 235m	
平成19年度	歩道整備：8路線 L = 854m	
平成20年度	歩道整備：6路線 L = 711.7m	

評価指標

--	--	--

事務事業の評価

担当部署の評価		コメント	今後の方向性		
観点別評価	必要性			超高齢化社会を迎え、これまでの通学児童だけでなく高齢者にも配慮したユニバーサルデザインに基づく交通安全施設整備が求められている。	継続
	有効性				
	効率性				
総合評価	B				

改革プラン

平成21年度からの対応	交通弱者である学童などを事故から保護するため、交通量が増加している通学路を優先的に行う。
平成22年度以降の対応	交通弱者である学童などを事故から保護するため、交通量が増加している通学路を優先的に行う。
改革により予想される成果	交通弱者である学童の事故件数の減少

事務仕分けの結果

仕分け区分	今後の方向性・具体的な対応
市の実施(改善)	<ul style="list-style-type: none"> 市単独の施設整備については、反射鏡や区画線、危険箇所等、十分精査した上で実施することとし、新規事業の凍結や事業計画の延伸も考慮し、経費縮減を図る。 国の補助金を受けての事業は、安全上、緊急を要するものを除いて、事業を凍結する。 地域からの要望は、各支所長経由とする。
仕分け理由	
事業の必要性の精査、事業方法の検討などにより、市費、市債の縮減を図る。	